



26
春闘

あらゆる分断と賃金の抑制を許さず、現場第一の姿勢で職場の努力に報い、 申20号 生活とモチベーションの維持・向上の実現を求める緊急再申し入れ

JR東労組は、3月12日に会社から春闘と夏季手当の回答を受けました。回答期日を前倒ししてまでも会社が示した回答は、ベア平均3,271円(0.92%)、昇給平均3,271円(0.92%)、エルダー・セカンドキャリアスタッフのベア1,500円(0.62%)、夏季手当2.9ヶ月などの超低額回答です。JR東労組の要求と趣旨から大きくかけ離れた回答であり、到底納得できるものではありません。

会社は、4月から実施する人事・賃金制度改革と合わせて、職務能力給は平均20,960円(5.72%)、全体では平均43,125円(11.36%)の引き上げであり、「最大限の回答である」と団体交渉で述べました。「ベアや夏季手当と制度改革は性質も内容も別物である」と、労使の認識を合わせたにも関わらず、制度改革による賃金引き上げ分を組み入れた回答は到底納得出来ず、制度改革を理由にした賃金抑制であると言わざるを得ません。また、ベアと昇給を合わせた平均は6,542円1.84%であり、昨年25春闘時の定期昇給(平均6,389円1.78%)とほぼ同額であり、「ベアゼロ回答だ」との怒りの声が届いています。さらに、昨年からたった0.1ヶ月しか上がらない夏季手当は、基準内賃金から役割遂行賃金に算出基礎を変更し、扶養手当・都市手当を除外したため、夏季手当が大幅に減少する組合員・社員が発生します。

この回答では、職場の奮闘と努力が報われず、モチベーション向上が図られないばかりか、今後の生活設計や賃金引上げ、労使交渉へ影響を及ぼしかねないと強い危機感を持ちます。したがって、申20号緊急再申し入れを本日提出しました！

制度改革を理由にした賃金の抑制は許さない！ 本日、申20号緊急再申し入れ提出！

1. JR東労組申第17号「2026年度賃金引き上げ等に関する申し入れ」に対する回答の「1 新賃金」(1)社員①② (2)エルダー社員・セカンドキャリアスタッフ①の回答を撤回し、以下の内容を実施すること。
 - ①2026年4月1日以降のJR東労組組合員・社員の職務能力給を一律18,000円(昇給を含まない)引き上げること。
 - ②2026年4月1日以降のエルダー組合員・社員の基本賃金を18,000円引き上げること。
 - ③2026年4月1日以降のセカンドキャリアスタッフ組合員・社員の基本賃金を18,000円引き上げること。
 - ④現行の定期昇給額の水準を維持した昇給を実施すること。
2. JR東労組申第18号「2026年度夏季手当等に関する申し入れ」に対する回答の「2 夏季手当」(1)基準額の回答を撤回し、以下の内容を実施すること。
 - ①2026年度夏季手当を役割遂行賃金の3.2ヶ月とすること。
 - ②新制度移行に伴う変動要素を加味して、一律5万円を支給すること。

職場の努力に報い、モチベーションが向上する賃金を勝ち取ろう！